

加齢性難聴に対する「聞こえの支援事業」開始に伴う協力店舗の募集について

1 募集内容

- 高齢者に対する適正な補聴器購入および松戸市の聞こえ支援事業に協力する補聴器販売店を募集しています。

松戸市では高齢者の聞こえの支援事業として、普及啓発、難聴の早期発見・早期受診等を進め、補聴器購入費の一部助成を含めた一体的な対策を実施しています。これにより、介護予防や社会参加の促進を図ることを目的としています。

2 応募資格

- 補聴器購入および聞こえに関する取り組みを提供する店舗等であり、原則、市内に店舗等があること。※市外に店舗がある場合は、ご相談ください。
- 松戸市が実施する認知症サポーター養成講座や、聞こえの支援に関心を持ち、情報収集することや研修会等に参加するなど、松戸市が目指す介護予防や社会参加の促進に協力すること。
- 耳鼻科医が補聴器を必要と判断した高齢者に対して、適正に補聴器購入ができるよう販売し、補聴器装着が定着するサポートを行うなど、高齢者の難聴対策に資するような独自の取り組みを提供できること。なお、補聴器販売時には、適正価格を厳守し、不当に高額な価格での販売は行わないこと。また、補聴器の継続的なメンテナンスを行う店舗であること。
- 不必要な商品等の販売・勧誘等又はそれに類する行為をしないこと。
- 店舗等の関係者等が、松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等でないこと。

3 応募要件

- 協力店舗の申請をし、承認された店舗等（以下「協力店舗という。」）は、協力販売店として、本市ホームページに掲載します。
- 高齢者に対する適正な補聴器購入および聞こえに関する取り組みの提供について広く市民に周知するように努めるものとします。
- 協力店舗として実施する、高齢者に対する補聴器購入（メンテナンス等の提供を含む）および聞こえに関する取り組みの提供により生じた問題の責任は、協力店舗にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。
- 市から随時、事業周知等の協力依頼があった場合は協力するものとします。
- 年度末に当該年度の活動実績の提出をお願いします。（今後の事業に反映いたします。場合によっては随時状況を確認、活動報告を求める場合があります）

4 応募に関する手続・審査・留意事項

- 応募の際は、当課所定の「聞こえの支援事業 協力店舗申請書」（以下「申請書と

いう。」)に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

○申請にあたり、申請書とは別に、必要書類の提出を求める場合があります。

○申請書の提出をし、承認された者は、申請書等に記載された情報については、本事業の実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表することに同意することとします。

○申請書の提出をもって、この応募要項に同意したものとします。

○審査の結果にかかわらず、応募に要した費用等は申請者が負担することとします。

○審査の結果により損害があった場合であっても、本市が責任を負うものではありません。

5 結果の通知

○文書にて結果を通知します。なお、審査内容の詳細に関するお問い合わせについては、お受けできません。

6 応募の無効事項、承認の取り消し事項

○次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、応募資格がないと認めた協力店舗等の場合
- ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合
- ③ 高齢者に対する適正な補聴器購入および聞こえに関する取り組みの提供に関し法令違反が明らかになった場合
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合

○次のいずれかに該当する場合は、高齢者に対する適正な補聴器購入および聞こえに関する取り組みの提供団体の承認を取り消します。

- ① 前2項応募資格（承認の継続資格）に該当しない場合
- ② 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合

7 その他

○本登録は、松戸市民の難聴対策を促進するということを目的としています。

補聴器購入者以外の市民に対しても、耳の聞こえに関する普及啓発を行うなど、市民が早期に必要な医療や耳にやさしい生活を意識できるような取り組みも歓迎するものであることを理解ください。

○本登録として提供いただくことは、営利目的ではなく、市民の介護予防・社会参加を目的とした提供であることにご留意ください。

○本登録の承認に伴い提供する内容により生じた問題の責任は、内容の提供者にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。

○登録内容に変更が生じた場合には、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

○協力店舗を取り下げする場合には、当課所定の取下届出書に必要事項を記載のう

え、提出をお願いします。

○適正な補聴器購入および聞こえに関する取り組み、補聴器装着が定着するサポート等の状況等について、必要に応じ、報告を求める場合があります。

○書類の提出方法

郵送又はEメールにて受け付けます。

提出先及び問い合わせ先

松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課

住所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5

電話 047-366-7346

FAX 047-366-0991

E-mail mckaigoyobou@city.matsudo.chiba.jp